

鋼船規則

規則

A 編

総則

2012 年 第 1 回 一部改正

2012 年 6 月 15 日 規則 第 22 号

2012 年 2 月 10 日 技術委員会 審議

2012 年 3 月 6 日 理事会 承認

2012 年 5 月 28 日 国土交通大臣 認可

2012 年 6 月 15 日 規則 第 22 号
鋼船規則の一部を改正する規則

「鋼船規則」の一部を次のように改正する。

A 編 総則

1 章 通則

1.2 船級符号への付記

1.2.4 を次のように改める。

1.2.4 船体構造・艤装

(省略)

-21. C 編 25.2.2-1., CS 編 22.4.2, CSR-B 編 3 章 5 節 1.2.2 又は CSR-T 編 6 節 2.1.1.2.の適用を受けた船舶については、船級符号に“*Performance Standard for Protective Coatings for Dedicated Seawater Ballast Tanks in All Types of Ships and Double-side Skin Spaces of Bulk Carriers*” (略号 *PSPC-WBT*) を付記する。

-22. C 編 25.2.3 又は CS 編 22.4.3 の適用を受けた船舶については、次の(1)から(3)に従い船級符号にその旨を付記する。

(1) IMO 決議 MSC.288(87)に従った塗装を施した場合：

Performance Standard for Protective Coatings for Cargo Oil Tanks of Crude Oil Tankers
(略号 *PSPC-COT*)

(2) IMO 決議 MSC.289(87)に従った耐食鋼材による防食措置を施した場合：

Performance Standard for Corrosion Resistant Steel for Cargo Oil Tanks of Crude Oil Tankers (略号 *PSCRS-COT*)

(3) IMO 決議 MSC.288(87)に従った塗装及び MSC.289(87)に従った耐食鋼材による防食措置を組合せて施した場合：

Performance Standard for Protective Coatings / Performance Standard for Corrosion Resistant Steel for Cargo Oil Tanks of Crude Oil Tankers (略号 *PSPC/PSCRS-COT*)

~~-22~~23. その他本会が必要と認める場合、船級符号に特別の付記をすることがある。

附 則

1. この規則は、2013 年 1 月 1 日から施行する。
2. 次のいずれかに該当する船舶以外の船舶にあつては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
 - (1) 2013 年 1 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶
 - (2) 建造契約が存在しない場合には、2013 年 7 月 1 日以降にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶
 - (3) 2016 年 1 月 1 日以降に引き渡しが行われる船舶